

東北財務局就業体験実施要領

1. 目的

本実施要領は、東北財務局における就業体験（以下「実習」という。）の機会を学生に提供し、次世代の人材育成及び財務行政についての理解の増進に資するため、実習をする学生（以下「実習生」という。）の受入体制の確立と実習に係る事務の円滑な実施を目的として制定する。

2. 受入窓口等

実習に係る派遣大学との折衝、実習生の受入窓口等は総務部人事課人事係とする。

3. 実習対象者

実習対象者は、原則として学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）に置く学部の第3学年又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在籍する学生（以下「学生」という。）とする。

4. 実習時期及び期間

原則として学生の休業期間中に実施するものとし、実習期間は、東北財務局長が実施の都度定めるものとする。

5. 実習生の受入手続き

- (1) 在籍する学生を実習に参加させようとする大学の代表者は、当該学生に別紙様式1の「就業体験参加申込書」を提出させ、取りまとめのうえ、別紙様式2の「就業体験実習生受入協議書」と併せて東北財務局長に提出するものとする。
- (2) 東北財務局長は、大学から協議書の提出があった場合には、受入の可否を決定するものとする。
- (3) 東北財務局長は、上記(2)の決定事項について、当該大学の代表者に通知するものとする。

6. 就業体験実施に際しての同意

上記5により実習生の受入が決定されたことをもって、東北財務局長と当該派遣大学の代表者は、本実施要領において定める内容の一切について互いに同意したものとみなす。

7. 実習の実施

- (1) 実習生を受け入れる担当課（以下「受入課」という。）は、予め実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習指導官」という。）を指定するものとする。なお、実習にあたっては、受入課の課長を責任者として、実習指導官の指導監督等の下に実施することとする。
- (2) 実習時間は、原則として9時00分から17時45分までとする。ただし、実習上必要と認められる場合には、実習時間を変更することができるものとする。
- (3) 受入課の実習指導官は、総務部人事課人事係と協議のうえ、実習期間の初日の1週間前までに実習内容等を定めた「実習計画書」を策定するものとする。
- (4) 受入課の課長は、実習終了後、実習結果について総務部人事課に報告するものとする。
- (5) 東北財務局長は、派遣大学からの要請に応じ、実習結果について派遣大学の代表者あて報告することができるものとする。

8. 服務関係

- (1) 実習生は、国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中の服務については、原則として東北財務局の職員の服務に準ずるものとする。
- (2) 実習生は、予め別紙様式3の「誓約書」を東北財務局長に提出し、誓約事項を遵守するものとする。また、実習生が在籍する大学の代表者は、誓約事項の遵守について指導徹底を図るものとする。
- (3) 実習生は、実習期間中、実習生であることを表示した名札を着用するものとする。
- (4) 実習生は、実習期間中、実習計画書に従って実習を行い、実習目的の達成に努めるものとする。
- (5) 実習生は、原則として、東北財務局職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の指導監督等に従わなければならない。
- (6) 実習生は、実習期間中に知り得た情報（公開されているものを除く。）については、第三者に開示してはならない。なお、実習期間終了後も同様とする。
- (7) 実習生は、実習期間中に、病気その他止むを得ない理由により所定の実習を行えない場合には、事前に実習指導官にその旨を連絡し承認を得なければならない。
なお、事前連絡ができない場合には、事後速やかに実習指導官にその旨を連絡し承認を得なければならない。
- (8) 実習生は、実習期間中、政党その他の政治的団体、宗教団体及び特定の団

体等の利益のための行為を行ってはならない。

9. 実習に伴う報酬等

東北財務局は、実習生に対して報酬・賃金、交通費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

10. 実習の中止

東北財務局長は、実習生が以下に該当し、当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間中であっても、実習を中止することができる。また、事前又は事後にその旨を文書により派遣大学の代表者に通知するものとする。

- (1) 実習生が、実習計画、服務規律又は実習指導官の指示等に従わない場合
- (2) 実習生が理由の如何を問わず、実習日数の2割を超えて実習に出席できない場合
- (3) 実習を継続することにより、東北財務局の業務に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合
- (4) その他実習の目的を達成することが困難であると認められる場合

11. 事故責任等

- (1) 実習生に事故が発生した場合は、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 実習生が在籍する大学の代表者及び実習生は、実習生が東北財務局又は第三者に損害を与えた場合には、実習終了後であっても連帯して損害を賠償する責任を負う。

12. その他

- (1) 東北財務局長と実習生が在籍する大学の代表者は、本実施要領に従い、互いに誠実な態度をもって就業体験の実施にあたるものとする。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、東北財務局長と実習生が在籍する大学の代表者が協議してこれを定める。